

別表一(三)次葉

「40」又は「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表一(三)次葉
平二十九・四・一以後終了事業年度等分

		事業 年度等	法人名		
法人税額の計算					
(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額		40	000	(1)の18%相当額	43
(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (40)		41	000	(41)の19%相当額	44
所得金額 (40) + (41)		42	000	法人税額 (43) + (44)	45
地方法人税額の計算					
課税標準法人税額 (30)		46	000	(46)の4.4%相当額	47
法人申告額の計算	この申告の課税土地譲渡利				
	法人税額	50		中間還付額	57
	この申告により又は減少する(13)-(50)若し(51)-(25)				00
	欠損金又はこの申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	53 54			

「40」欄

特定の医療法人が中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項第4号」
- ② 「区分番号」欄：「00383」
- ③ 「適用額」欄：「40」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。

2 別表一(三)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

「42」欄

特定の医療法人の法人税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00395」
- ③ 「適用額」欄：「42」欄の金額(円単位)

(注) 別表一(三)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。